

基金情報

No. 27

年金改正特集号 平成16年6月

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/

年金改正法案の審議経過

平成16年4月1日	衆議院・本会議	趣旨説明、質疑、厚生労働委員会付託
平成16年4月2日	衆・厚生労働委員会	提案理由説明(～4/28 計8回質疑)
平成16年4月22日	衆・厚生労働委員会	参考人意見聴取
平成16年4月28日	衆・厚生労働委員会	可決
平成16年5月11日	衆議院・本会議	委員会報告、修正案を含め可決
平成16年5月12日	参議院・本会議	趣旨説明、質疑、厚生労働委員会付託
平成16年5月13日	参・厚生労働委員会	趣旨説明(～6/3 計6回質疑)
平成16年5月31日	参・厚生労働委員会	地方公聴会開催(横浜)
平成16年6月3日	参・厚生労働委員会	可決
平成16年6月5日	参議院・本会議	可決

厚生年金保険法改正 6/5成立・6/11公布(法律第104号)

「国民年金法等の一部を改正する法律案」は、一部修正のうえ、平成16年6月5日に成立しました。

この改正法は、国民年金法と厚生年金保険法などの改正によって、①社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保、②生き方、働き方の多様化に対応した制度の構築を図ることを目的とした内容となっています。(改正内容の概要・裏面)

修正内容(附則の追加)

- 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。
- 前項の公的年金制度について見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

この度の改正内容の中心は、給付と負担の見直しといえます。

この見直しについては、保険料水準の固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整の仕組みが採られました。

厚生年金基金関係での改正内容では、免除料率の見直しと厚生年金本体との中立化による財政措置があげられます。

保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整

この仕組みは、厚生年金保険の保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整することとしたものです。

保険料率は平成29年以降18.3%固定

保険料については、現行13.58%の保険料率を平成16年から毎年0.354%ずつ引上げ、平成29年9月以降は18.3%に固定されます。

保険料が固定されますと、その範囲(保険料総額)で給付を賄うこととなり、このための調整を「マクロ経済スライド」により行います。

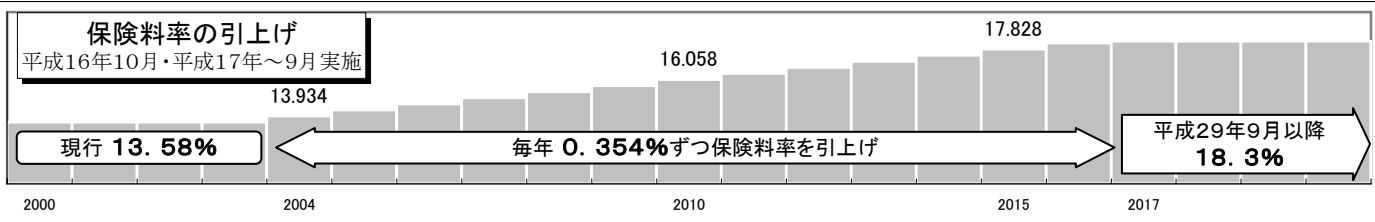
給付の伸びを調整率で抑える

年金給付額は、賃金や物価の変動により改定するスライド制が採られています。それを調整率で抑え、負担と給付のバランスをとります。

67歳までは賃金・68歳からは物価スライド

具体的な年金額の改定は、賃金や物価の上昇率から、加入者数の減少と年金受給期間の伸びを反映させた率(調整率)を引いた率により行われます。(賃金や物価が下落した場合は下落率により改定されます。)

*年金のスライド方式が年齢で異なりました。



免除料率の凍結解除は 平成17年4月実施

厚生年金・本体の保険料は、この度の保険料率の引き上げにより、本年10月に凍結が解除されますが、厚生年金基金の免除料率の凍結解除は平成17年4月実施となっています。

免除料率・引上げ

— 平均的免除料率3.7% —

免除料率は、凍結解除とともに、直近の平均寿命や本体の運用利回りの見直しなどにより、引上げが見込まれ、その算出方法の変更も予定されています。

厚生労働省の試算では、現在の2.4%～3.0%が2.4%～5.0%程度に、上限の引上げが行われるものと見られています。

具体的には政令で定められ、また個々の基金の状況によって免除料率が設定されますが、平均的基金による免除料率は2.8%から3.7%程度となるものと想定されています。

当基金の免除料率は、現在2.8%で設定されていますので、単純にみて、3.7%に引上げられ、0.9%分財政が膨らむことが期待できます。

基金関係の改正概要

過去期間分の財政措置が導入

免除料率の見直しは、将来の代行給付に必要な料率の設定であり、過去加入期間に対する給付債務の増大には対応されていません。

この補填を行う基金のための財政措置が設けられました。

過去期間への財源手当

— 給付債務増加分を補填 —

免除料率は、予定利率や予定死亡率の低下によって、過去加入期間に対する給付債務が増大することまでを要素として設定することとはなっていません。

このため、過去の加入期間に対する基金への財源手当として、政府負担金が新たに設けられました。

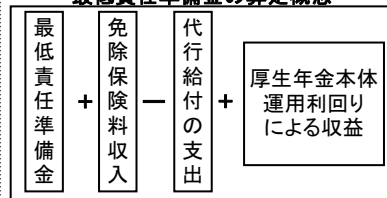
具体的な手当は政令で定められますが、予定利率や予定死亡率の低下により、給付債務が増大し、最低責任準備金が代行給付現価の二分の一を下回った場合に手当されることとなります。

財源手当は、下回った部分の五分の一が各年度に政府負担金として交付され、最低責任準備金に算入できることとなっています。

最低責任準備金の 算定方式踏襲

最低責任準備金の算定について、過去加入期間の給付債務の増大に対応させること、現行との接続性の観点から、免除料率凍結時設定の現行方式が採用されました。

最低責任準備金の算定概念



その他基金関係改正事項

基金解散の特例措置(3年の時限措置)

最低責任準備金不足でも解散を認め、積立金を国に移換(移換額は本体にいたと仮定した額。不足額は5年以内の分割納付)

「指定基金」制度創設(平成17年4月施行)

年金通算措置(平成17年10月施行)

中脱者の一時金を他基金移換可とした

平成16年・年金改正内容の概要

1 社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保

【基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ】

- 平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する。
 - ・平成16年度以降：年金課税の見直しによる増収分を充当
 - ・平成17年度及び18年度：我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫負担割合を適切な水準へ引上げ
 - ・平成19年度を目途：政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに完全に引上げ

【財政検証の実施】

- 5年毎に100年程度の期間にわたる年金財政の検証を行う。

【保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整】（平成16年10月実施）

- 保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み（保険料水準固定方式）とする。

- 社会全体の保険料負担能力の伸びを反映させることで、給付水準を調整（マクロ経済スライド）する。

（調整概要）

新規裁定者：1人あたり賃金伸び率－スライド調整率
既裁定者：物価上昇率－スライド調整率

スライド調整率

公的年金被保険者数の減少率＋
平均余命の伸び率を勘案した一定率（0.3%）

- 給付水準の調整を行っても高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして、厚生年金の標準的な年金世帯の給付水準は、現役世代の平均的収入の50%を上回る。

平成35年（2023）以降厚生年金のモデル年金（夫婦の基礎年金を含む）の所得代替率：50.2%

- 標準報酬月額の見直し

1. 定時決定・随時改定時、17日未満の月の報酬対象外
2. 標準報酬月額の上限を、平均標準報酬月額の2倍を超えた場合に改定できる。（政令）

2 生き方、働き方の多様化に対応した制度の構築

○在職老齢年金制度の見直し

1. 60歳前半の被用者の在職老齢年金制度の見直し
 <一律2割の支給停止措置の廃止>
 <定額部分の被保険者期間の上限引上げ>
 （平成17年4月実施）
2. 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整の実施
 <所得に応じ支給停止。保険料負担は求めない>
 （平成19年4月実施）
3. 65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入
 <年金額加算>
 （平成19年4月実施）

○短時間労働者への厚生年金の適用

厚生年金が企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、法施行後5年を目途に、総合的に検討し、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

○次世代育成支援の拡大

1. 育児休業をとった時の保険料免除措置の拡充
 <1歳未満→3歳未満>
 （平成17年4月実施）
2. 勤務時間短縮等により標準報酬が低下した時の年金額計算上の配慮措置
 <従前の標準報酬額を適用>
 （平成17年4月実施）

○女性と年金

1. 第3号被保険者期間の厚生年金の分割
 （平成20年4月実施）
 離婚した場合や分割を適用することが必要な事情がある場合、第3号被保険者期間（施行後の期間）の厚生年金の2分の1を分割できるものとする。
2. 離婚時の厚生年金の分割
 （平成19年4月実施）
 配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、離婚時に厚生年金を分割できるものとする。
 ＊年金額の基礎となる標準報酬額につき、当事者双方の婚姻期間中の合計の半分を上限
3. 遺族年金制度の見直し
 （平成19年4月実施）

- ・老齢厚生年金に、高い遺族年金との差額を支給
- ・子のない30歳未満の遺族配偶者の遺族年金の有期化（終身→5年）
- ・中高齢寡婦加算の支給対象を夫死亡時40歳以上とする（現行35歳以上）

○障害年金の改善

障害基礎年金と老齢厚生年金の併給を可能とする
 （平成19年4月実施）

企業年金の安定化と充実

- 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除
- 厚生年金基金の解散時の特例
- 確定拠出年金の中途引出しの要件緩和
- 企業年金のポータビリティの向上
 （企業年金制度間での資産の持ち運びを可能とする）

○「指定基金」制度の創設（平成17年4月実施）

- ・著しく財政が悪化している厚生年金基金を国が指定（過去3年、時価資産が最低責任準備金の90%を下回る基金が対象）
- ・国指導で5年以内に財政の健全化を図る（財政回復計画を作成し、掛金の引上げなどを強力に進める）
- ・掛金引上げや給付減額でも回復のメドが立たない場合、合併や解散を検討

マクロ経済スライドのイメージ

給付水準：59.3%（2004年度）

